青森市指定障害福祉サービス事業者　自主点検表・指導調書

【指定短期入所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | （自己点検表作成日：　令和　　　年　　　月　　　日　） | |
| 事業者名（法人等） |  | |
| 事業所名 |  | |
| 事業形態 | 併設型　／　空床利用型　／　単独型　　　　　※該当箇所に“○” | |
| 記入者・担当者 | （職名） | （氏名） |
| E-mailアドレス |  | |
| 連絡先電話番号 |  | |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　　　年　　　月　　　日 | |

■記載上の注意

・【３形態共通】は併設型、空床利用型、単独型の全事業所、【○○型】については該当する事業所の形態が対象となります。

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・また、特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

・社会福祉施設自主点検表（障害者支援施設）と重複する自主点検項目についても記載してください。

■用語の略称

・条例：青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第75号）

・法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平18厚告第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

・平18厚告第551号：厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

・平18厚告第543号：厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

・平18厚告第556号：厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

青森市　R5.7.5改定

第１　基本方針

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基本方針 | 【３形態共通】  （１）利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | ・条例第4条第2項 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | ・条例第4条第3項 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （３）事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第100条 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （４）事業者及び従業者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないか。 | ・条例第5条 | □適  □不適 |

第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　生活支援員等従業者 | 【併設型】  （１）施設と一体的に運営を行う事業所（併設事業所）のうち、障害者支援施設、児童福祉施設等が当該施設と一体的に運営を行う場合は、当該施設の利用者の数と併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上の従業者を配置しているか。 | ・条例第101条第1項第1号 | □適  □不適  □該当なし |
| 【併設型】  （２）併設事業所のうち、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」、（４）において同じ）に併設する場合は、下記の時間帯に応じ、それぞれ定める数以上の従業者を配置しているか。  ①指定宿泊型自立訓練等と同時に指定短期入所を提供する時間帯において、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数と短期入所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数  ②①以外の時間帯において、当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下の場合は1、当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上の場合は1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えた数  ※利用者の数：前年度の平均値（新規に開始するにあっては推定値）。以下同じ。 | ・条例第101条第1項第2号 | □適  □不適  □該当なし |
| 【空床利用型】  （３）施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して事業を行う事業所（空床利用型事業所）のうち、障害者支援施設、児童福祉施設等が設置する場合は、当該施設の利用者の数と短期入所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上の従業者を配置しているか。 | ・条例第101条第2項第1号 | □適  □不適  □該当なし |
| 【空床利用型】  （４）空床利用型事業所のうち、指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所除く）が設置する場合は、下記の時間帯に応じ、それぞれに定める数以上の従業者を配置しているか。  ①指定宿泊型自立訓練等と同時に指定短期入所を提供する時間帯において、指定宿泊型自立訓練等の利用者の数と短期入所の利用者の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数  ②①以外の時間帯において、当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下の場合は1、当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上の場合は1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えた数 | ・条例第101条第2項第2号 | □適  □不適  □該当なし |
| １　生活支援員等従業者 | 【単独型】  （５）併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（単独型事業所）のうち、指定生活介護事業所等（※）において事業を行う事業所の場合は、下記の時間帯に応じ、それぞれに定める数以上の従業者を配置しているか。  ①指定就労移行支援以外の指定生活介護等（※）のサービスを提供する時間帯において、当該指定生活介護事業所等の利用者の数と短期入所の利用者の合計数を当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数  ②①以外の時間帯において、当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下の場合は1、当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上の場合は1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えた数  ※指定生活介護（事業所）等の範囲は次のとおり。（（６）において同じ。）　指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助、指定障害児通所支援 | ・条例第101条第3項第1号 | □適  □不適  □該当なし |
| 【単独型】  （６）単独型事業所のうち、指定生活介護事業所等以外において事業を行う事業所の場合は、当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下の場合は1、当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上の場合は1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えた数以上の従業者を配置しているか。 | ・条例第101条第3項第2号 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　管理者 | 【３形態共通】  （１）専らその業務に従事する常勤の管理者を配置しているか。  ※原則として専従であること。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、以下の職務を兼務できる。  ①当該事業所のサービス管理責任者又は従業者  ②他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又は従業者サービス管理責任者若しくは従業者（特に当該事業所の管理業務に支障がない場合） | ・条例第53条（準用） | □適  □不適 |

第３　設備に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備 | 【併設型、空床利用型】  （１）居室は、併設事業所又は指定障害者支援施設、児童福祉施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いているか。  ※併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある障害者支援施設、児童福祉施設等（併設本体施設）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）の兼用が可能。  ※空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。 | ・条例第103条第1項、第2項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【単独型】  （２）居室は、1の居室の定員を4人以下とするほか、以下の基準を満たしているか。  ①地階に設けられていないこと。  ②利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上であること。  ③寝台又はこれに代わる設備を備えられていること。  ④ブザー又はこれに代わる設備を設けられていること。 | ・条例第103条第4項、第5項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【単独型】  （３）食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設け、以下の基準を満たしているか。  ①食堂は、食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品が備えられていること。  ②浴室は、利用者の特性に応じたものであること。  ③洗面所及び便所は、居室のある階ごとに設け、利用者の特性に応じたものであること。 | ・条例第103条第4項、第5項 | □適  □不適  □該当なし |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | 【３形態共通】  （１）利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、同意を得ているか。（同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） | ・条例第11条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）利用契約をしたときは、利用者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。  ※社会福祉法  第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。  一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容  三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  四　その他厚生労働省令で定める事項  ２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・条例第11条第2項（準用） | □適  □不適 |
| ２　提供拒否の禁止 | 【３形態共通】  （１）正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。  ※正当な理由  ①当該事業所の現員からは利用申し込みに対応しきれない場合  ②主たる対象とする障害の種類に該当せず、適切なサービスを提供することが困難である場合  ③入院治療が必要な場合 | ・条例第13条（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| ３　連絡調整に対する協力 | 【３形態共通】  （１）サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は相談支援事業者にできる限り協力しているか。 | ・条例第14条（準用） | □適  　□不適 |
| ４　サービス提供困難時の対応 | 【３形態共通】  （１）通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に対し、他の事業者を紹介する等の必要な措置を講じているか。 | ・条例第15条（準用 | □適  □不適  □該当なし |
| ５　受給資格の確認 | 【３形態共通】  （１）サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめているか。 | ・条例第16条（準用） | □適  □不適 |
| ６　介護給付費等の支給の申請に係る援助 | 【３形態共通】  （１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第1項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （２）支給期間の終了に伴う介護給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第2項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| ７　心身の状況等の把握 | 【３形態共通】  （１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・条例第18条（準用） | □適  □不適 |
| ８　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 【３形態共通】  （１）サービスの提供に当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第2項（準用） | □適  □不適 |
| ９　サービスの提供の記録 | 【３形態共通】  （１）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）をその都度記録しているか。 | ・条例第21条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）サービス提供の記録に際し利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・条例第21条第2項（準用） | □適  □不適 |
| 10　サービスの開始及び終了 | 【３形態共通】  （１）介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、サービスを提供しているか。 | ・条例第104条第1項 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。 | ・条例第104条第2項 | □適  □不適 |
| 11　入退所の記録の記載等 | 【３形態共通】  （１）入所又は退所に際しては、受給者記載事項（事業所名、入所日、退所日等）を受給者証に記載しているか。  ※利用者の入退所の都度、受給者証に記載すること。 | ・条例第105条第1項 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合、受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。  ※介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。 | ・条例第105条第2項 | □適  □不適 |
| 12　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | 【３形態共通】  （１）利用者負担額以外に支給決定障害者等に対して金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  ※あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。 | ・条例第22条第1項  （準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、支給決定障害者等から同意を得ているか。  ※13の（１）から（３）はこの限りではない。 | ・条例第22条第2項  （準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | 【３形態共通】  （１）法定代理受領による場合、支給決定障害者等から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | ・条例第106条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領しているか。 | ・条例第106条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （３）（１）及び（２）のほか、サービスを提供する場合に、支給決定障害者等から受領できる次の費用について、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。  ①食事の提供に要する費用  ②光熱水費  ③日用品費  ④上記のほか、サービス提供に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの | ・条例第106条第3項、第4項、第6項 | □適  □不適  □該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | 【３形態共通】  （４）（１）から（３）の費用を受領した場合に、支給決定障害者等に対し領収書を交付しているか。 | ・条例第106条第5項 | □適  □不適  □該当なし |
| 14　利用者負担額に係る管理 | 【３形態共通】  （１）他事業所の利用者負担額も含め、利用者負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、障害福祉サービス費及び利用者負担合計額の算定は適正か。 | ・条例第24条（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （２）上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第24条（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 15　介護給付費の額に係る通知等 | 【３形態共通】  （１）法定代理受領により市町村から介護給付費を支給された場合、支給決定障害者等に対しその額を通知しているか。 | ・条例第25条第1項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （２）利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しているか。 | ・条例第25条第2項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 16　指定短期入所の取扱方針 | 【３形態共通】  （１）サービス提供にあたっては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、その者の支援を適切に行っているか。 | ・条例第107条第1項 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等（サービス内容や利用期間内の行事及び日課等も含む。）について、理解しやすいように説明しているか。 | ・条例第107条第2項 | □適  □不適 |
| 17　相談及び援助 | 【３形態共通】  （１）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | ・条例第63条（準用） | □適  □不適 |
| 18　サービスの提供 | 【３形態共通】  （１）利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | ・条例第108条第1項 | □適  □不適 |
| 18　サービスの提供 | 【３形態共通】  （２）適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しているか。 | ・条例第108条第2項 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （３）利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせていないか。 | ・条例第108条第3項 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （４）支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。また、その食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。 | ・条例第108条第4項、第5項 | □適  □不適  □該当なし |
| 19　健康管理 | 【３形態共通】  （１）常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | ・条例第90条（準用） | □適  □不適 |
| 20　緊急時等の対応 | 【３形態共通】  （１）サービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じているか。また、緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保しているか。 | ・条例第30条第1項、第2項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、従業者に対し必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第30条第2項（準用） | □適  □不適 |
| 21　支給決定障害者等に関する市町村への通知 | 【３形態共通】  （１）支給決定障害者等が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①偽りその他の不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき  ②正当な理由なしに指定生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 | ・条例第91条（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 22　管理者の業務 | 【３形態共通】  （１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、従業員に指定障害福祉サービス基準（本調書の各着眼点）を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・条例第69条（準用） | □適  □不適 |
| 23　運営規程 | 【３形態共通】  （１）事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。  ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③利用定員（併設型、単独型のみ。指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数。）  ④指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  ⑤サービスの利用に当たっての留意事項  ⑥緊急時等における対応方法及び連絡体制  ⑦非常災害対策  ⑧事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑨虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）  ⑩その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）  ※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。 | ・条例第109条 | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）運営規程を従業者及び利用者に周知しているか。 | ・条例第109条 | □適  □不適 |
| 24　勤務体制の確保等 | 【３形態共通】  （１）利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。  ※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | ・条例第71条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。  ※調理業務、洗濯等の利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については第三者への委託等も可能。 | ・条例第71条第2項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （３）従業者の資質向上のため、当該事業所以外の者が実施する研修の機会や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。 | ・条例第71条第3項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・条例第71条第4項（準用） | □適  □不適 |
| 25　業務継続計画の策定等 | 【４事業共通】  （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【４事業共通】  （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第2項（準用） | □適  □不適 |
| 【４事業共通】  （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第3項（準用） | □適  □不適 |
| 26　定員の遵守 | 【３形態共通】  （１）利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。  ①併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  ②空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  ③単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  ※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | ・条例第110条 | □適  □不適 |
| 27　非常災害対策 | 【３形態共通】  （１）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に当該指定短期入所事業所の従業者及び利用者に周知しているか。  ※非常災害に関する具体的な計画：消防法施行規則に規定する消防計画（準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（消防計画のみを指すものではないことに注意すること）  ※詳細は、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日障障発0909第1号）を参照。 | ・条例第73条第1条（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | ・条例第73条第2条（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （３）（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | ・条例第73条第3条（準用） | □適  □不適 |
| 28　衛生管理等 | 【３形態共通】  （１）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | ・条例第93条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知  ②感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  ③従業者に対する感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第93条第2項  （準用） | □適  □不適 |
| 29　協力医療機関 | 【３形態共通】  （１）あらかじめ協力医療機関を定めているか。  ※指定事業所から近距離にあることが望ましい。 | ・条例第94条（準用） | □適  □不適 |
| 30　掲示 | 【３形態共通】  （１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、29の協力医療機関その他利用者申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。  ※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | ・条例第95条（準用） | □適  □不適 |
| 31　秘密保持等 | 【３形態共通】  （１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・条例第38条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。  ※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・条例第38条第2項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （３）他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・条例第38条第3項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 32　情報の提供等 | 【３形態共通】  （１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めているか。 | ・条例第39条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | ・条例第39条第2項（準用） | □適  □不適 |
| 33　利益供与等の禁止 | 【３形態共通】  （１）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・条例第40条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・条例第40条第2項（準用） | □適  □不適 |
| 34　苦情解決 | 【３形態共通】  （１）利用者又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。 | ・条例第41条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 【３形態共通】  （２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 | ・条例第41条第2項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 34　苦情解決 | 【３形態共通】  （３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び第48条第1項の規定による報告、文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村等が行う調査に協力し、指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。  ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  第11条　（略）  ２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。  第48条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・条例第41条第3項、第4項、第5項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （４）市長等から求めがあった場合に、（３）の改善内容を報告しているか。 | ・条例第41条第6項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。  ※社会福祉法  第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。  ２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・条例第41条第7項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 35　事故発生時の対応 | 【３形態共通】  （１）利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて置くことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・条例第42条第1項（準用） | □適  □不適 |
| 35　事故発生時の対応 | 【３形態共通】  （２）事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。  ※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・条例第42条第2項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （３）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・条例第42条第3項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 36　会計の区分 | 【３形態共通】  （１）事業所ごとに経理を区分するとともに、各事業ごとに会計を区分しているか。  ※併設事業所等が実施している事業とも区分する必要がある。 | ・条例第43条（準用） | □適  □不適 |
| 37　身体拘束等の禁止 | 【３形態共通】  （１）サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  ※身体拘束等に関する取り扱いについては、厚生労働省HPに掲載している『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応手引き』を参照。 | ・条例第37条の2第1項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  ※本項目に規定されている事項が記録されていない場合、第6の4の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第2項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知  ②身体拘束等の適正化のための指針の整備  ③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  ※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第6の4の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第3項（準用） | □適  □不適  □該当なし |
| 38　虐待の防止 | 【３形態共通】  （１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知  ②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施  ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 | ・条例第42条の2（準用） | □適  □不適 |
| 39　地域との連携等 | 【３形態共通】  （１）その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・条例第77条（準用） | □適  □不適 |
| 40　記録の整備 | 【３形態共通】  （１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から５年間保存しているか。  ①９（１）のサービス提供記録  ②21の利用者（支給決定障害者等）に関する市町村への通知に係る記録  ③37（２）の身体拘束等に関する記録  ④34（２）の苦情の内容等の記録  ⑤35（２）の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | ・条例第44条（準用） | □適  □不適 |
| 41　電磁的記録等 | 【３形態共通】  （１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【３形態共通】  （２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第2項 | □適  □不適  □該当なし |

第５　変更の届出等

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　変更の届出 | （１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に市長に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。  ①事業所の名称及び所在地  ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  ④事業所の種別  ⑤建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要  ⑥併設型事業所は、利用者の推定数。空床型事業所は、入所定員。  ⑦事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  ⑧運営規程  ⑨協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容  （協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）  ⑩当該申請に係る事業に係る介護給付費等の請求に関する事項 | ・法第46条第1項  ・法施行規則第34　条の23 | □適  □不適  □該当なし |

第６　介護給付費等の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費等基本的事項 | （１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平18厚告第523号 | □適  □不適 |
| （２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平18厚告第523号 | □適  □不適 |
| ２　短期入所サービス費 | （１）福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）については、区分１以上に該当する利用者（障害児を除く。以下同じ。）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注1 | □適  □不適  □該当なし |
| （２）福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）については、区分１以上に該当する利用者が、生活介護等（※）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ※生活介護等の範囲は次のとおり。（第6において同じ。）  ・指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護、共生型生活介護、特定基準該当生活介護、基準該当生活介護、  ・指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）、特定基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（機能訓練）、  ・指定自立訓練（生活訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）、共生型自立訓練（生活訓練）、特定基準該当自立訓練（生活訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）  ・指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス。のぞみの園が行う就労移行支援  ・指定就労継続支援Ａ型、指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービス  ・指定就労継続支援Ｂ型、特定基準該当就労継続支援Ｂ型、指定障害者支援施設が行う就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス、基準該当就労継続支援Ｂ型 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注2 | □適  □不適  □該当なし |
| （３）福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第572号「障害児に係る厚生労働大臣が定める区分」に規定する区分１（以下、「障害児支援区分１」）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注3 | □適  □不適  □該当なし |
| （４）福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）については、障害児支援区分１以上に該当する利用者が、指定通所支援等（※）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ※指定通所支援等の範囲は次のとおり。（第6において同じ。）　指定児童発達支援、共生型児童発達支援、基準該当児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注4 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　短期入所サービス費 | （５）福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)については、次のイ及びロのいずれにも該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  イ　次に掲げる状態のいずれかに該当する。  ①レスピレーター管理  ②気管内挿入、気管切開  ③鼻咽頭エアウェイ  ④O2吸入又はspO290パーセント以下の状態が10パーセント以上  ⑤6回／日以上の頻回の吸入  ⑥ネブライザー6回／日以上又は継続使用  ⑦IVH  ⑧経管（経鼻・胃ろうを含む）  ⑨腸ろう・腸管栄養  ⑩持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）  ⑪持続する透析（腹膜灌流を含む）  ⑫定期導尿3回／日以上  ⑬人工肛門  ロ　区分１以上に該当する。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注4の2 | □適  □不適  □該当なし |
| （６）福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)については、（５）のイ及びロのいずれにも該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして届け出た指定短期入所事業所において、生活介護等（基準該当事業所を除く）を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注4の3 | □適  □不適  □該当なし |
| （７）福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)については、次の①及び②のいずれにも該当する障害児に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ①（５）イのいずれかに該当する  ②障害児支援区分１に該当する | ・平18厚告第523号別表第7の1の注4の4 | □適  □不適  □該当なし |
| （８）福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)については、（７）の①及び②のいずれにも該当する障害児に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援等（基準該当事業所を除く）を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注4の5 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　短期入所サービス費 | （９）医療型短期入所サービス費（Ⅰ）については、次のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。）に対して、次のロのいずれにも適合するものとして届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  イ①区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。  ②区分5以上に該当し、次の1)から4)までのいずれかに該当する者であること。  1)進行性筋萎縮症に罹患している者又は重症心身障害者であること。  2)スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。  3)別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、８点以上であるものであること。  4)別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、８点以上であるものであること。  ③①及び②に掲げるものに準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。  ④障害児であって、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者  ロ①医療法に規定する病院であること  ②当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること（夜勤を行う看護職員の数は2以上）。  ③当該病棟において、看護職員の最小必要数の100分の70が看護師であること  ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の表 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注5 | □適  □不適  □該当なし |
| （10）医療型短期入所サービス費（Ⅱ）については、（９）のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障害児に対して、次の①又は②のいずれかに適合しているものとして届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ①医療法に規定する病院又は診療所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの  ②介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注6 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　短期入所サービス費 | （11）医療型短期入所サービス費（Ⅲ）については、区分１又は障害児支援区分１以上に該当し、かつ、次の①～⑥に掲げる状態のうち5以上の状態に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、（10）の①又は②のいずれかに適合しているものとして届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ①自力での移動が不可能であること  ②意味のある発語を欠くこと  ③意思疎通を欠くこと  ④視覚による認識を欠くこと  ⑤原始的なそしゃく、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること  ⑥排せつ失禁状態であること  ※（９）又は（10）の算定対象となる利用者については算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注7 | □適  □不適  □該当なし |
| （12）医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）については、（９）のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障害児に対して、（９）のロのいずれにも適合しているものとして届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注8 | □適  □不適  □該当なし |
| （13）医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）については、（９）のイのいずれかに該当する利用者又は重症心身障害児に対して、次の①又は②に適合しているものとして届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ①医療法に規定する病院又は診療所  ②介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院  ※厚生労働大臣が定める施設基準…平18年厚告第551号第2号の2のハ参照 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注9  ・平18年厚告第551号第2号の2のハ | □適  □不適  □該当なし |
| （14）医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、（11）の①～⑥に掲げる状態のうち5以上の状態に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準する利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性則索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、（10）の②に適合しているものとして届け出た医療機関である指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※（12）又は（13）の算定対象となる利用者については算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注10 | □適  □不適  □該当なし |
| （15）医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、（９）のイのいずれかに該当する該当する利用者又は重症心身障害児に対して、（９）のロのいずれにも適合しているものとして届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注11 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　短期入所サービス費 | （16）医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）については、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等、指定就労継続支援Ｂ型等又は指定通所支援を利用した日において、（９）のイのいずれかに該当する該当する利用者又は重症心身障害児に対して、（10）の①又は②のいずれかに適合しているものとして届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注12 | □適  □不適  □該当なし |
| （17）医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、（11）の①～⑥に掲げる状態のうち5以上の状態に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、（10）の①又は②のいずれかに適合しているものとして届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※（15）又は（16）の算定対象となる利用者については算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注13 | □適  □不適  □該当なし |
| （18）利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（（２）、（４）、（15）、（16）又は（17）を算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費は、算定していないか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注17 | □適  □不適  □該当なし |
| ３　大規模減算 | 【単独型】  （１）利用定員が20人以上であるとして届け出た単独事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数（２の短期入所サービス費）の100分の90に相当する単位数を算定しているか。  ※ただし、19の定員超過特例加算を算定している場合は算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注15の2 | □適  □不適  □該当なし |
| ４　身体拘束廃止未実施減算 | （１）第4の37に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注15の3 | □適  □不適  □該当なし |
| ５　地域生活拠点である場合の加算 | （１）地域生活支援拠点等として位置付けられていることを届け出た指定事業所において、利用者に対し指定サービスを行った場合に、当該指定サービスの利用を開始した日について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注15の5 | □適  □不適  □該当なし |
| ６　定員超過利用減算 | （１）利用者の数（空床型事業所においては、本体施設の利用者の数を含む）が次のイ又はロのいずれかに該当する場合、70/100を所定単位数（２の短期入所サービス費）に乗じて得た数を算定しているか。  イ　過去3ヶ月間の利用者の数が利用定員の数に105/100を乗じて得た数を超える場合  ロ　1日の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合  ①利用定員が50人以下　利用定員の数に110/100を乗じて得た数を超える場合  ②利用定員が51人以上　利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に5/100を乗じて得た数に5を加えて得た数を超える場合 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注16 | □適  □不適  □該当なし |
| ７　サービス提供職員欠如減算 | （１）第２により置くべき従業者の員数を満たしていない場合、70/100（3ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２の短期入所サービス費）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の1の注16 | □適  □不適  □該当なし |
| ８　短期利用加算 | （１）指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の2の注 | □適  □不適  □該当なし |
| ９　常勤看護職員等配置加算 | （１）看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の2の2の注 | □適  □不適  □該当なし |
| 10　医療的ケア対応支援加算 | （１）２（５）～（８）の福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所において、２（５）のイに掲げる状態のいずれかに該当する利用者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の2の3の注  ・平18厚告第556号第5号の4 | □適  □不適  □該当なし |
| 11　重度障害児・障害者対応支援加算 | （１）２（５）～（８）の福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の2の4の注 | □適  □不適  □該当なし |
| 12　重度障害者支援加算 | （１）指定短期入所事業所において、重度障害者等包括支援対象者の支援の度合いにある者に対して指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の3の注1 | □適  □不適  □該当なし |
| （２）（１）の重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、重度障害者等包括支援対象者の支援の度合いにある者に対し、指定短期入所の提供を行った場合に、さらに1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の3の注2  ・平18年厚告第543号第22号 | □適  □不適  □該当なし |
| 13　単独型加算 | 【単独型】  （１）単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。を算定している場合は、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の4の注1 | □適  □不適  □該当なし |
| 13　単独型加算 | 【単独型】  （２）単独型事業所において、２（２）の福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、２（４）の福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）、２（６）の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)、又は２（８）の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の4の注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 14　医療連携体制加算 | （１）医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。  ※福祉強化型短期入所サービス等利用者：２（５）～（８）の福祉型強化短期入所サービス費、２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費、２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費となる利用又は指定生活介護等若しく指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者（以下、14において同様） | ・平18厚告第523号別表第7の5の注1 | □適  □不適  □該当なし |
| （２）医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の5の注2 | □適  □不適  □該当なし |
| （３）医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の5の注3 | □適  □不適  □該当なし |
| （４）医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の表（以下、14において同様）  ※福祉型強化短期入所サービス等利用者又は（１）～（３）のいずれかを算定している場合については、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の5の注4 | □適  □不適  □該当なし |
| 14　医療連携体制加算 | （５）医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※福祉型強化短期入所サービス等利用者又は（３）を算定している場合については、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の5の注5 | □適  □不適  □該当なし |
| （６）医療連携体制加算(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が、障害児であって、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※福祉型強化短期入所サービス等利用者若しくは（３）又は（５）のいずれかを算定している場合については、算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の5の注6 | □適  □不適  □該当なし |
| （７）医療連携体制加算（Ⅶ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※２（５）～（８）の福祉型強化短期入所サービス費、２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費、２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の5の注7 | □適  □不適  □該当なし |
| （８）医療連携体制加算（Ⅷ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ※福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の5の注4 | □適  □不適  □該当なし |
| （９）医療連携体制加算(Ⅸ)については、次の①から③までのいずれにも適合しているものとして届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。  ①指定短期入所事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により看護師を1名以上確保していること。  ②看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。  ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 | ・平18厚告第523号別表第7の5の注8 | □適  □不適  □該当なし |
| 15　栄養士配置加算 | （１）栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして届け出た指定短期入所事業所について、１日につき所定単位数を加算しているか。  ①常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  ②利用者の日常生活状況、好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。  ※この場合において、２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の6の注1 | □適  □不適  □該当なし |
| （２）栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして届け出た指定短期入所事業所について、１日につき所定単位数を加算しているか。  ①管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。  ②利用者の日常生活状況、好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。  ※（１）の栄養士配置加算（Ⅰ）、２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の6の注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 16　利用者負担上限額管理加算 | （１）指定短期入所事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の7の注 | □適  □不適  □該当なし |
| 17　食事提供体制加算 | （１）低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして届け出た当該指定短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の8の注 | □適  □不適  □該当なし |
| 18　緊急短期入所受入加算 | （１）緊急短期入所受入加算（Ⅰ）については、２（１）～（４）の福祉型短期入所サービス費又は２（５）～（８）の福祉強化型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所が、緊急に指定短期入所を行う必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由より、指定短期入所を緊急に行った場合（利用を開始した日の2日前から当日に利用の連絡があった場合。（２）及び18において同じ。）に当該短期入所を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の9の注1 | □適  □不適  □該当なし |
| （２）緊急短期入所受入加算（Ⅱ）については、２の（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、緊急に指定短期入所を行う必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該短期入所を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の9の注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 19　定員超過特例加算 | （１）指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を行う必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、５の定員超過利用減算に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の10の注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 20　特別重度支援加算 | （１）特別重度支援加算(Ⅰ)については、２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号第7号参照 | ・平18厚告第523号別表第7の11の注1  ・平18厚告第556号第7号 | □適  □不適  □該当なし |
| （２）特別重度支援加算(Ⅱ)については、２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号第7号の2参照  ※（１）を算定している場合は算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の11の注2  ・平18厚告第556号第7号の2 | □適  □不適  □該当なし |
| （３）特別重度支援加算(Ⅲ)については、２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号第8号参照  ※（１）又は（２）を算定している場合は算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の11の注3  ・平18厚告第556号第8号 | □適  □不適  □該当なし |
| 21　送迎加算 | （１）指定短期入所事業所が、当該事業所において行われる指定短期入所の利用につき、利用者の送迎を行うものとして届け出た指定短期入所事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。（２）において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の12の注1 | □適  □不適  □該当なし |
| （２）指定短期事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する建物との間で指定短期事業所利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第7の12の注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 22　日中活動支援加算 | （１）次の①から③までの基準のいずれも満たすものとして届け出た指定事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ①保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（保育士等）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。  ②利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定サービスを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  ③利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  ※２（９）～（11）の医療型短期入所サービス費又は２（12）～（17）の医療型特定短期入所サービス費算定していない場合は、加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第7の12の注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 23　福祉・介護職員処遇改善加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第20号参照 | ・平18厚告第523号別表第7の14の注  ・平18厚告第543号第20号 | □適  □不適  □該当なし |
| 24　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第21号参照 | ・平18厚告第523号別表第7の15の注  ・平18厚告第543号第21号 | □適  □不適  □該当なし |
| 25　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 第21号の2参照 | ・平18厚告第523号別表第7の16の注  ・平18厚告第543号第21号の2 | □適  □不適  □該当なし |

第７　業務管理体制の整備

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の整備 | （１）業務管理体制を整備し、届出をしているか。  ①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出  ②指定事業所等が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出  ③指定事業所等が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出  ④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 | | 業務管理体制  の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | |  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 | |  |  | 業務執行状況の定期的な監査 | | 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | |  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 | |  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 | | ・法第51条の2第2項  ・法施行規則第34条の27、28 | □適  □不適 |